

より多くの人に情報を伝えるために

視覚に障がいのある人や、日本語を母語としない人など、印刷物をそのままでは利用しづらい人もいます。読者の特徴を把握し、誰にでも読みやすい印刷物を作り、目的に応じた方法で、情報を伝えましょう。

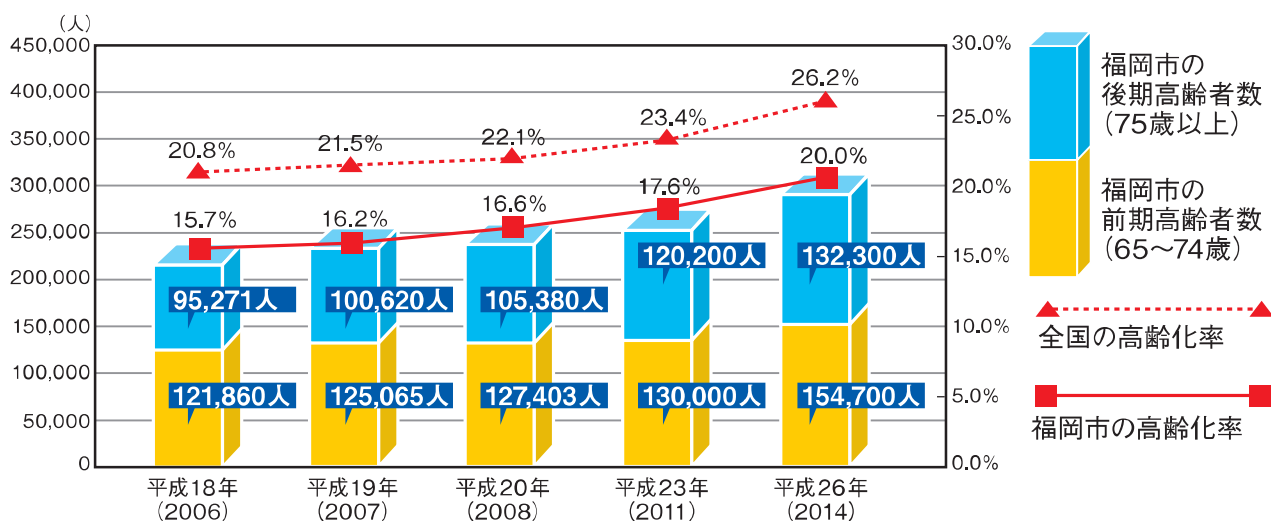
高齢者に対して

福岡市における65歳以上の高齢者人口は、平成20(2008)年9月末現在232,783人で高齢化率は16.6%です。全国平均に比べると高齢化率は低いものの高齢化は着実に進んでいます。平成26(2014)年には、福岡市の高齢化率は20%となり、約5人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。加齢とともに視力や色覚機能が低下していきま。黄系や青系の感度が鈍くなり、色の対比に対する感度も低下します。また白内障になると視野が白濁していき、すりガラス越しのような見え方になります(6ページ参照)。

配慮すること

- ①できるだけ大きな文字で作成しましょう
(A4判の場合12~14ポイント)
- ②拡大印刷したものを用意しましょう
(例:A4判→A3判)
- ③外来語や略語に気を付け、分かりやすい言葉を使いましょう。
- ④色を使うときは、彩度を高めにし、コントラストも強めにしましょう。

●65歳以上の高齢者数および高齢化率の推移



※全国:平成18(2006)年~平成19(2007)年は総務省統計局による10月1日現在の推計値。

平成20(2008)年~平成26(2014)年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

※福岡市:平成18(2006)年~平成20(2008)年は9月末現在の住民基本台帳と外国人登録総数。

平成23(2011)年~平成26(2014)年は市保健福祉局でコーホート要因法を用いて推計した数値。

視覚に障がいのある方に対して

疾病などにより後天的に障がいとなった人が80%と多く、年齢が高くなるほど増加しています。まったく見えない人は2割程度、その他は弱視といわれています。弱視者は、周囲の明るさや対象物のコントラストなどの状況によって、同じものでも見え方が異なる場合があります。ほかに視野の欠損により周囲の情報を十分にとらえることができない障がい、明るいところで見えにくい明順応障がいなど、さまざまな障がいがあります。

配慮すること

状況に合わせて情報の伝達方法を考えましょう。

● 拡大文字版を作る

①できるだけ大きな文字で作成しましょう。
(A4判の場合12~14ポイント)

②拡大印刷したものを用意しましょう。
(例:A4判→A3判)

● 文字データを提供する

①印刷物で使用した文字データをCDなどのメディアやホームページで提供します。

②文字データは、音声読み上げソフトで読み上げたり、文字を拡大したり、点字に変換するなど、さまざまな方法で提供できます。

● 音声版を作る

①印刷物の内容をテープなどに録音します。

②耳で聞いたときに分かりやすい文章にしましょう。

③表、写真、図表等には説明を加えましょう。

● 点字版を作る

①印刷物の内容を点訳します。

②通常の印刷物よりも分量が増えることを考慮する必要があります。

※平成13(2001)年の厚生労働省の調査では、「点字ができる」と答えた視覚障がい者は、全体の約1割、障がいの程度が1級の人(両眼の視力の和が0.01以下の人)の約2割でした。

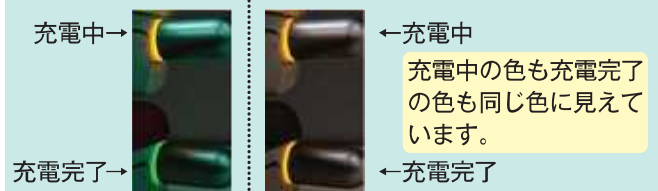
色覚に障がいのある方に対して

カラー印刷技術の発達で、つい数年前まで白黒が当たり前だった新聞・雑誌・教科書、一般書籍、地図や案内図などがみるみるカラフルになり、色を使って情報を伝えることが多くなっています。

そのため、色覚に障がいのある人が情報を読み取れずに不便を感じるケースが増えています(6ページ参照)。

<例：充電アダプターの見え方>

一般色覚者の見え方 : 色覚に障がいのある人(P型)の見え方



配慮すること

①色の見え方は一様でないことを常に意識しましょう。

②色名による情報伝達は、誰にでも適用できるものではないことに注意しましょう。

③色の組み合わせに注意し、白黒で複写しても情報が読み取れる状態にしましょう。

④重要な情報は、「色」+「別の要素」で識別できるようにしましょう。

聴覚に障がいのある方に対して

先天性の障がいや乳幼児期に失聴した場合、言語を習得する前から発症しているため、複雑な表現や難しい漢字などを理解することが難しい人がいます。

配慮すること

①難しい漢字を使う場合は、ひらがなやカタカナの振り仮名を付けましょう。

②印刷物の問い合わせ先には、必ずFAX番号を記載しましょう。メールアドレスを併記すると、より効果的です。

知的機能に障がいのある方に対して

知的機能の障がいはおおむね18歳までの発達期に表れ、社会生活への適応能力が低くなります。発達障がいを併せ持つこともあります。複雑な表現や難しい漢字などを理解することが難しい人もいます。

配慮すること

- ①イラストや写真を取り入れ、やさしく分かりやすい言葉で表現しましょう。
- ②難しい漢字を使う場合は、ひらがなやカタカナの振り仮名を付けましょう。

子どもに対して

発達段階にもよりますが、修飾語が長かったり、まわりくどい表現など複雑な表現や、まだ教えられていない漢字などを理解することは困難です。

配慮すること

- ①イラストや写真を取り入れ、優しく分かりやすい言葉で表現しましょう。
- ②難しい漢字を使う場合は、ひらがなやカタカナの振り仮名を付けましょう。

外国人に対して

日本語を母語としない場合もあり、複雑な表現や難しい漢字などが分かりにくいことがあります。また文化や生活習慣の違いから、必要な情報が十分に伝わらない場合があります。

配慮すること

多言語化する

- ①なるべく多くの言語を併記または外国語版を作りましょう。
- ②日本の制度や慣習を知らない人にも分かりやすい内容にしましょう。

〈主な言語〉

多言語化する主な言語は、福岡市の在住外国人・来訪外国人の国籍が多様であるとともに、中国・韓国の人が多いという特性を踏まえ、英語・中国語・韓国語とします。

〈英語〉

英語は、外国人および日本人にとって一番理解しやすい外国語であり、互いの案内に最も利用しやすい言語であるため、多言語化する場合、英語は必ず使用します。

また英語は、英語圏の出身者だけでなく、英語を母語としない外国人に情報を提供する役割も担っているため、できるだけ分かりやすい表現を心掛けることが必要です。

〈その他の言語〉

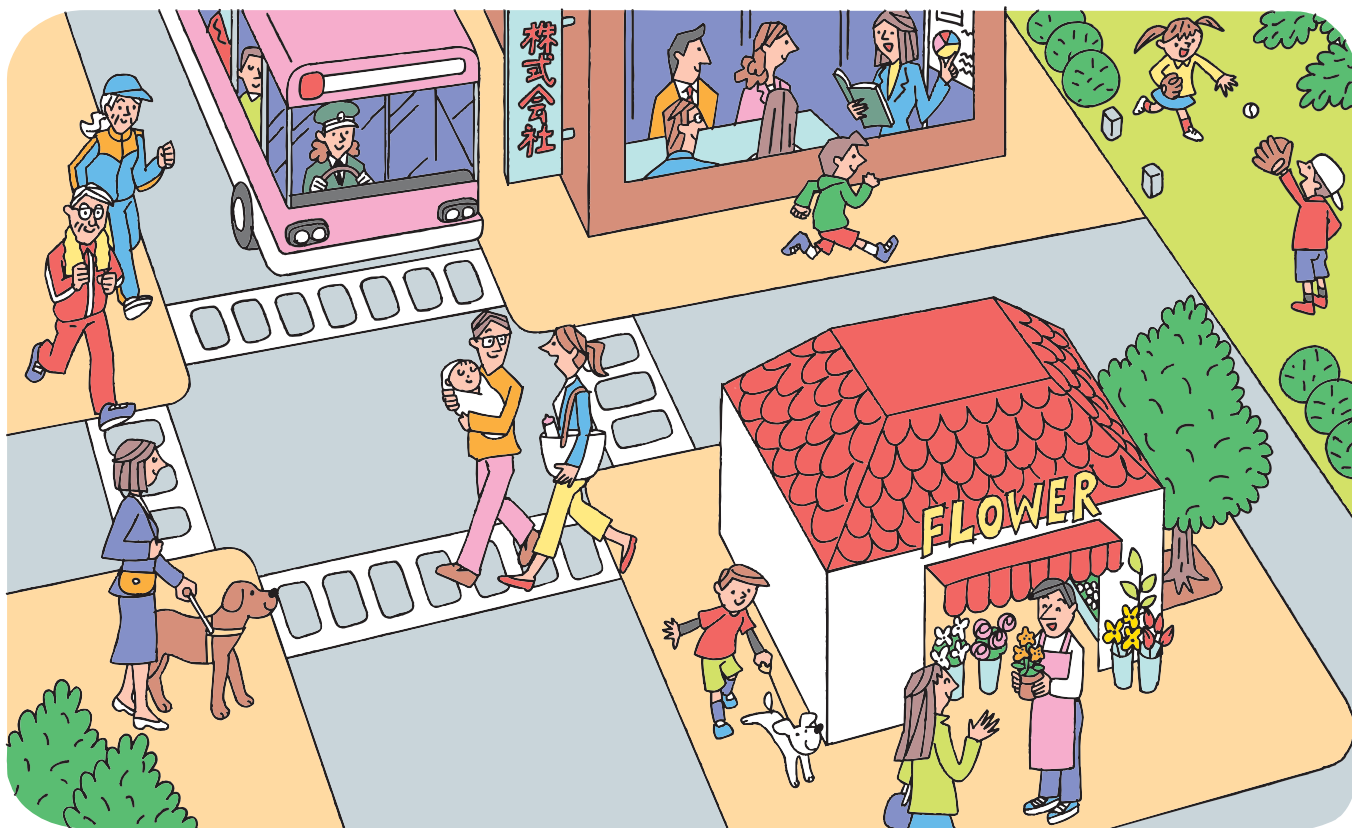
その他の言語は、情報提供の対象者を考慮して選び、順次多言語化を進めます。

日本語の印刷物を分かりやすくする

- ①漢字やカタカナには、ひらがなで振り仮名を付けましょう。
- ②元号だけでなく西暦を併記しましょう。
例：平成21(2009)年
- ③分かりにくい制度や慣習には説明を付けましょう。

イラスト表現について

イラストを使用して、内容をより具体的に伝える場合にも、固定的なイメージの押し付けにならないよう配慮することが必要です。広報においては、将来の目指すべき姿を発信するものとして、多様で新鮮な表現を求め、広く人権尊重の視点に立って描いていきましょう。



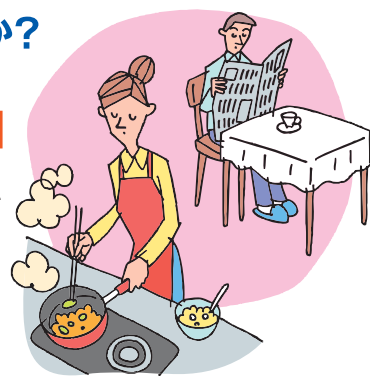
1) 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担をしたり、性別で職業を分ける表現を用いるのではなく、男女が仕事や家事・育児で協力したり、さまざまな職業に就いている現実を反映させる表現を心掛けましょう。



✕ [好ましくない例]

- ① 男性を常にスーツ姿、女性を常にエプロン姿で描く。
- ② 家事、育児、介護をする役を常に女性に限定して描く。
- ③ 職場などの光景で、営業や現場仕事を男性、秘書や受付を女性として描く。
- ④ 男性をたくましく積極的に、女性は優しく控えめに描く。
- ⑤ 服の色を男性は青、女性は赤・ピンクで描く。



○ [好ましい例]

- ① 男性も家事、育児、介護などにかかわる姿を積極的に描く。
- ② 職業や職種を描くときは、男女が特定の職業・職種に偏らないように描く。

2) 男女を対等な関係で描いていますか？

性別による能力の優劣はありません。常に、男性を中心的な存在、指導者的な立場、守る側として、女性を周辺の存在、従属的な立場、守られる側として描かず、男女は対等で、地位や立場もさまざまであることを示す表現を心掛けましょう。

○ [好ましい例]



①上司や議長役などにも女性を積極的に描く。

✕ [好ましくない例]



①上司や議長役を、常に男性として描く。

✍️ ポイント

伝えたい内容が男女双方にかかわる場合、登場する男女のバランスにも配慮し、いずれかに偏らないように心掛けましょう。

3) 女性をむやみに人目を引くための手段として表現していませんか？

単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿や身体の一部をポスターなどで使用場合がありますが、それは伝えるべき内容が十分に反映された表現とはいえません。安易に女性を起用せず、伝えるべき内容と伝えるべき対象に合った、より効果的な表現方法を工夫しましょう。

✕ [好ましくない例]



○ [好ましい例]



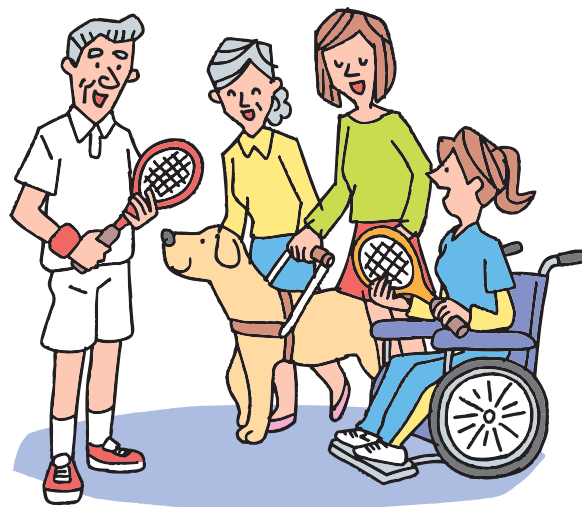
4) 高齢者や障がい者を固定化したイメージで表現していませんか？

✕ [好ましくない例]



- ① 高齢者を腰が曲がり、杖をついた姿で描く。
- ② 女性の高齢者を常に、丸まげや和服姿で描く。
- ③ 高齢者が活動している姿を常に、ゲートボールや盆栽で描く。
- ④ 障がい者を、常に保護されている様子で描く。

○ [好ましい例]

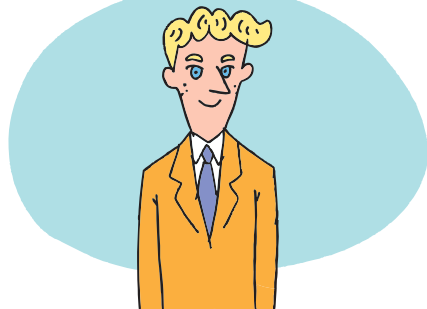


- ① 高齢者や障がい者が積極的に活動している姿を描く。
- ② 高齢者や障がい者の服装や活動の内容を多様な形で描く。

5) 民族、国家、外国人などを一面的なイメージで表現していませんか？

欧米人だけが外国人ではありません。また世界の多くの国では、国内に複数の民族や宗教が存在しています。類型的・一面的なイメージで国や民族を代表させてしまうことにより、国や民族についての正しい国際理解を損ねる恐れがあります。

✕ [好ましくない例]



- ① 外国人のイラストを常に「金髪・青い目・尖った鼻」という姿で描く。

○ [好ましい例]



- ① 外国人をイラストなどに描く場合には、多様な構成で描く。

印刷物の悪い見本・良い見本

A4判チラシ作成の例

【改善前】

文字の色が
ちらつく!

文字が
読みづらい!



文字の大きさに
めりはりが
ない!

申し込みが必要です
各コース20名
員になり次第締め切ります
開催日時:平成21年9月20日(日)
10時集合 16時頃解散
小雨決行(雨具は当方で用意します)

写真が
多過ぎる!

文字に色が付いて
読みづらい!

コースA
博多寺社めぐり 櫛田神社→博多町家ふるさと館→龍宮寺→東長寺→承天寺→聖福寺

コースB
博多ぶらぶら歩き 櫛田神社→博多町家ふるさと館→福岡アジア美術館→博多座→
中洲・川端→キャナルシティ博多

コースC
城下町史跡体験 けやき通り→舞鶴公園→福岡城址→鴻臚館→大濠公園→西公園

参加希望者は下記問い合わせ先まで事前にお申し込みください。

◎お申し込み / お問い合わせ

福岡市市長室広報課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL092-711-4016

◎お申し込み方法

裏面の申し込み用紙に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先まで事前にお申し込みください。

◎参加にあたっての注意

※小学生以下の方だけの参加はできません。小学生だけの参加の場合、1組に1人以上の父兄が同伴してください。

参加者は、筆記具、弁当、水筒、タオル、財布、ビニール袋を持参してください(雨天時は、傘は不要です)

集合場所

福岡市役所情報プラザ

(福岡市中央区天神1-8-1市役所1階)



集合場所が
わかりにくい!

赤字だけでは強調に
ならない!

【改善後】

文字を写真に重ねるときは
文字色と背景色とのコントラストを
はっきりさせましょう!

福博まち巡り ウォークラリー

参加者
募集!

古代からの国際交流拠点・福岡。
観光ガイドボランティアと福博のまちを散策しながら、
その歴史と文化に実際に触れてみましょう。
福岡の街の魅力を再発見できるはずです。

参加無料!! 事前申し込みが必要です

定員 (定員になり次第締め切ります)
各コース20名

開催日時
平成21年9月20日(日)
10時集合 16時頃解散
小雨決行(雨具は当方で用意します)

集合場所

福岡市役所情報プラザ
(福岡市中央区天神1-8-1市役所1階)



色覚に障がいのある人への
配慮を工夫した色使いで
地図を見やすくしましょう

◎お申し込み方法

裏面の申し込み用紙に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先まで事前にお申し込みください。

◎参加にあたっての注意

※小学生以下の方だけの参加はできません。小学生だけの参加の場合、1組に1人以上の保護者が同伴してください。

※参加者は、筆記具、弁当、水筒、タオル、**敷物、ビニール袋**を持参してください(雨天時は**物、ビニール袋**は不要です)

コースA 博多寺めぐり

- 榊田神社
- 「博多町家」ふるさと館
- 龍宮寺
- 東長寺
- 承天寺
- 聖福寺



コースB 博多ぶらぶら歩き

- 榊田神社
- 「博多町家」ふるさと館
- 福岡アジア美術館
- 博多座
- 中洲・川端
- キャナルシティ博多



コースC 城下町史跡体験

- けやき通り
- 舞鶴公園
- 福岡城址
- 鴻臚館
- 大濠公園
- 西公園



※各コースの詳細は裏面のコース図をご覧ください。

◎お申し込み/お問い合わせ

福岡市市長室広報課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

☎092-711-4016
FAX 092-732-1358
メール:koho.MO@city.fukuoka.lg.jp

写真にはなる
べく説明を付け
ましょう

一行の文字数が多すぎると
読みにくいので気を付けましょう

著作権・問い合わせ先など

著作権、肖像権、プライバシー保護の視点からの配慮

● 著作権の侵害

ほとんどの文章、写真、イラスト、映像、音楽には著作権が存在し、著作者の許可なく使用することはできません。また、市が発注した印刷物のイラストなども著作権は(契約で明記しない限り)受注者側にあります。許可なく二次利用はできません。

- ①文章、写真、イラストなどを使用する場合は、必ず著作者に確認する。
- ②著作権フリーとなっている画像を使用する。

● 肖像権・プライバシーの侵害

誰でも自分の肖像や個人情報を無断で公開されない権利、自分でコントロールする権利があります。これらは現在では、基本的な人権の一つとみなされています。

- ①個人が特定できる写真などを掲載する場合は、原則として本人の了解を得る。
- ②個人情報は、個人情報保護条例の趣旨に沿って慎重に取り扱う。

環境への配慮の視点から

古紙パルプの配合やリサイクル適正など、環境に配慮した紙(エコマークまたはエコマークと同等以上の商品)を使いましょう。

※エコマーク=環境への負荷が少ないか、環境の改善に役立つ「環境にやさしい製品」を示すマーク。(財)日本環境協会が認定します。環境基準や認定商品は、同協会エコマーク事務所のホームページで確認できます。

インターネットで **エコマーク事務局** **検索**
<http://www.ecomark.jp/>

問い合わせ先を明記する

さまざまな人が問い合わせできるように、組織名と、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスを明記しましょう。電話番号だけでは、聴覚に障がいのある人などが、自分で問い合わせできない場合があります。

奥付を付ける

発行元や発行時期が一目で分かるよう、冊子やパンフレットには奥付を付けましょう。奥付には次のことを明記しましょう。

- ①冊子やパンフレットの名称
- ②発行日
- ③定価(有償刊行物の場合)
- ④発行者(組織名)
- ⑤郵便番号、所在地
- ⑥電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス
- ⑦その他(ホームページアドレスなど)

【奥付の例】

ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き

平成21(2009)年10月

発行:福岡市市長室広報課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

電話:092-711-4016

ファクス:092-732-1358

メール:koho.MO@city.fukuoka.lg.jp

ホームページ:http://www.city.fukuoka.lg.jp/

印刷物作成チェックリスト

印刷物がユニバーサルデザインに配慮したものになっているかのチェックリストです。
自己診断の参考や事業者へ委託する場合にご活用ください。

チェックリスト

[デザインについて]

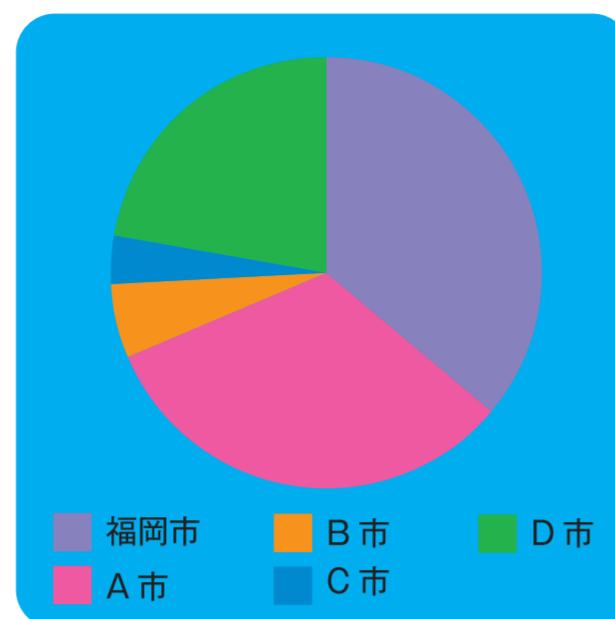
- ① 色使いは白黒に複写しても読み取れるか →P7
- ② 色を組み合わせる場合、明度に差を付けているか →P8
- ③ 図・表・グラフなどは、色覚に障がいのある人に配慮しているか →P10～P12
- ④ 文字の大きさは適切か →P13・P14
- ⑤ 行・文字の間隔のバランスは適切か →P15・P16

[文章表現について]

- ① 簡潔に書いているか →P17
- ② 結論を先に述べているか →P17
- ③ 分かりやすい口語体を使っているか →P17
- ④ 常用漢字表にない漢字を使っていないか →P18
- ⑤ カタカナ文字を多用していないか →P18
- ⑥ 不快感を与えたり、偏見・誤解を生む表現をしていないか →P19・P20
- ⑦ 問い合わせ先を明記しているか →P29
- ⑧ 冊子やパンフレットは奥付を付けているか →P29

[さまざまな視点からの配慮]

- ① 誰にでも読みやすいよう配慮や検討をしているか →P21～P23
- ② 男女共同参画や男女平等の視点からのイラスト表現は適切か →P24・P25
- ③ イラストなどビジュアルは人権尊重の視点で描かれているか →P24～P26
- ④ 紙は環境に配慮したものを使用しているか →P29
- ⑤ 著作権・肖像権に配慮しているか →P29



ユニバーサルデザインに配慮した 印刷物作成の手引き

平成21(2009)年10月 発行：福岡市市長室広報課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
電話：092-711-4016 ファクス：092-732-1358
メール：koho.MO@city.fukuoka.lg.jp ホームページ：http://www.city.fukuoka.lg.jp/

協力・監修：NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構 (CUDO)

出典：人権の観点からの公的表現の手引き (松江市)

みやこユニバーサルデザイン わかりやすい印刷物のづくり方 (京都市)

わかりやすい印刷物のづくり方~ユニバーサルデザインの視点から~ (横浜市)

独立行政法人 国立国語研究所HP



※このパンフレットは再生紙を使用しています。